

# ちこり通信

## センター長からのご挨拶

徳永 光 (獨協大学法科大学院)

若葉の緑が鮮やかな季節となりました。

皆様におかれましては、なお一層ご活躍のことと拝察いたしております。日頃より当センターの活動にご協力を賜り、誠に有り難うございます。今号は、6・7 合併号としまして、2012 年度および 2013 年度の活動報告を掲載いたしました。ご高覧頂ければ幸いです。

当センターは、開所から 7 年が経過いたしました。長年子育て支援活動をされてきた方々に比べれば、まだ若い組織ではありますが、毎年連携先を広げながら、地域の中でも「あの長い名前のところね」と、覚えて頂くことができているように思います。

昨年度は、内閣府が実施している「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」において、「子ども・若者を育成支援する活動及び子育てを担う家族を支援する活動において顕著な功績があった団体」として、内閣府特命担当大臣表彰を受けることができました。開所以来、相談内容それぞれに合わせた、いわばオーダーメイドの丁寧な支援を行うよう努めて参りましたので、一定の評価を頂けたことにつきましては、スタッフ一同、喜ばしく感じております。

また、当センターの支援活動は、行政をはじめ、教育、医療、心理、地域の NPO や法律など、さまざまな分野の方との連携を前提としております。今回の表彰も、ご協力くださっている関係機関があつてこそのもので、この場を借りて御礼申し上げます。

2013 年度、センターに寄せられた相談ケースをみて、子どもの時間の進み具合に合わせた支援の大切さを強く感じております。ゆったりとした見守りが大切なケースがある一方、刻々と変化していく子どもの環境に合わせた迅速な対応が求められるケースが少なくありませんでした。ただ「見守っている間に、学年が変わった（あるいは進学した）ので一応の終結としましょう」、というわけにはいかないケースです。当センターとしても、行政関係の手続に関するノウハウを蓄積し、時宜にかなった支援ができる態勢を整えていきたいと思っております。

前号のお知らせ発行から、かなりの日にちが経ってしまいましたが、この間、事務局として頑張ってくれていた木下沙綾香さん、その後を引き継いで頂いていた鈴木景子さんが、それぞれ新たな活躍の場を見つけられ退職されました。お二人のご尽力に感謝いたします。センターは少々寂しくなりましたが、その代わり、本年度より相談スタッフの勤務日が、これまでの週 2、3 日から、4、5 日へ増えました。相談態勢がより充実しましたので、今後ともどうぞ宜しく願い申し上げます。



## 2012 年度センターの 相談支援活動の概要

(事務局 鈴木景子)

### ❖ 受付件数

2012 年度に、新規に相談を受け付けた件数は 113 件で、ほとんどが埼玉県内からの相談でした。

新規相談のうち、一般相談（センターに相談対応を求めるもの）が 96 件、コンサルテーション（子どもに関わる機関・団体の関係者からの、子どもや親、関係先への対応や連携先についての相談）が 17 件でした。地域の NPO や行政職からのコンサルテーションが大半を占めています。昨年度よりも相談件数が増加し、100 件を超えました。その中でもコンサルテーションの増加率が高くなっています。

センター開設以来、長期にわたり継続している相談ケースがあり、2012 年度に継続している件数は 58 件ありました。これに加えて新規受付け件数が 113 件あるため、年度中の対応相談ケースは 171 件となりました。

継続しているケースは、いずれも困難な家庭状況・親子関係にあるものが多く、地域の行政機関・学校等との連携をして見守っているものが少なくありません。センターでも、関係機関等とも連携をしながら問題・課題解決に向けての支援や、相談者との継続的な関係の中での見守り・支援を行っています。

新規相談受付けを行ったうち、93 件は、センターによる支援等を行い、相談ケースの問題・課題の解決・改善のための支援を行いました。また、センターで相談を受けてから他の専門機関等への紹介・移管を行ったケースが新規受付けケースで 20 件あり、そのうち 8 件は併設する「獨協地域と子ども法律事務所」につないでいます。そのほか紹介等を行った先には、医療機関、心理職、併設法律事務所以外の弁護士などがあります。法律相談とまではいかない

までも、当初の相談内容が法的支援を求めるものも少なくなく、これは法律事務所を併設する当センターの特色と言えます。

### ◆新規相談件数

一般相談	96
コンサルテーション	17
計	113

### ◆相談対象者の所在地

埼玉県内	109
埼玉県外	2
不明	2
計	113

### ◆新規相談の支援等の状況

相談、助言で対応	76
センターによる調整などの支援実施	17
他機関等への紹介・移管	20
計	113

### ◆今年度の対応相談件数

2011 年度までの継続	58
新規受付け	113
計	171

### ❖ 相談内容

2012 年度の新規相談の内容は、学校等の対応の問題、子ども同士の間人間関係、いじめ、不登校、引きこもり、家族関係・親子関係の問題、養育・親権の問題、虐待・養育困難家庭、子育ての不安、発達障害、子どもの心理面での不安など、多岐にわたっています。学校等の対応の問題が多くなっていますが、これは今年度著しく増加しました。また、不登校・引きこもりの相談も多くなっています。これらは今年度の特徴と言えます。家族関係・親子関係の相談



が多いことは、例年と同じ傾向です。センターへの相談は、大人（親）からのものがほとんどだということが、相談内容の傾向に影響しているのかもしれませんが、また、類似する相談として、子育ての不安に関する相談も多い傾向にあり、子どもの年齢は乳幼児から思春期までと幅広くなっています。

もともと、1件の相談内容が、複数の項目に該当する場合は少なくありません。そのようなケースについては、相談者の主訴に合わせ、いずれか1項目を選んで振り分けてあります。実際は、問題や課題が多岐にわたっていることの方が多いかもしれません。最近の傾向としては、子どもの問題が複雑化していることが特徴といえるでしょう。それは、子どもを取り巻く社会環境の変化とともに、子どもの生活環境も多様化していることが影響していると考えられます。家庭や家族といった子どもの身近な環境から、丁寧に解決の糸口を見つけていくことが大切であり、求められている対応といえます。

◆相談内容

学校でのいじめ	4
子ども同士の間人間関係	2
家族関係、親子関係の問題	9
虐待・養育困難	6
発達障害	6
非行	4
犯罪被害	2
学校等の対応の問題	16
就学・進路の問題	2
不登校・引きこもり	12
養育・親権の問題	4
子育ての不安	16
補償・賠償の問題	2
法的支援	8
子どもの心理面での不安	9
集団生活上の課題	3
その他	8
計	113

❖ 相談対応

2012年度の相談対応件数は、のべ1,157件となりました。電話での対応が主ですが、相談者がセンターに来所しての面談も多く行っています。また、直接関係先へ行っての話し合いなどの調整活動、連携先との対面での打ち合わせ、情報共有などもあり、必要に応じて相談者宅への家庭訪問も行っています。メールでの相談受け付けは行っていませんが、継続して支援を行っているケースについては、必要に応じて個別にメールでの対応を行うこともあります。

相談者が就労している場合、あるいは就学している場合には、一般的な相談窓口の開室時間に合わせて相談に行くことが難しいときもあります。そのため、常にではありませんが、相談内容や課題の大きさによっては、開室時間外・休日に対応を行うケースもあります。

◆相談方法

電話対応	737
メールでの対応	121
面談	119
家庭訪問	16
訪問	24
来所	109
その他	31
計	1,157

◆対応内容

相談	716
調整	53
連携	136
付き添い	11
見守り	161
紹介	6
その他	74
計	1,157

## 2013 年度センターの 相談支援活動の概要 新規受付件数と内容

(高坂 里緒：相談スタッフ)

### ❖ 受付件数

2013 年度に、新規に相談を受け付けた件数は 114 件で、ほとんどが埼玉県内からの相談でした。

新規相談のうち、一般相談（センターに相談対応を求めるもの）が 98 件、コンサルテーション（子どもに関わる機関・団体の関係者からの、子どもや親、関係先への対応や連携先についての相談）が 16 件でした。地域の NPO や行政職からのコンサルテーションが大半を占めています。

センター開設以来、長期にわたり継続している相談ケースがあり、2013 年度に継続している件数は 45 件ありました。これに加えて新規受付け件数が 114 件あるため、年度中の対応相談ケースは 159 件となりました。

継続しているケースは、多少の変動はありますが、例年と変わりなく断続的なかかわりの中で、対象者やその家族を支援しています。センターでは、関係機関等とも連携をしながら問題解決に向けての支援や、関係調整を含め見守り・支援を行っています。

新規相談受付けを行ったうち、107 件は、センターによる支援等を行い、相談ケースの問題・課題の解決・改善のための支援を行いました。また、センターで相談を受けてから他の専門機関等への紹介・移管を行ったケースが新規受付けケースで 7 件あり、そのうち 3 件は併設する「獨協地域と子ども法律事務所」につないでいます。



### ◆新規相談件数

一般相談	98
コンサルテーション	16
計	114

### ◆相談対象者の所在地

埼玉県内	100
埼玉県外	10
不明	4
計	114

### ◆新規相談の支援等の状況

相談、助言で対応	91
センターによる調整などの支援実施	16
他機関等への紹介・移管	7
計	114

### ◆今年度の対応相談件数

2012 年度までの継続	45
新規受付け	114
計	159

### ❖ 相談内容

2013 年度の新規相談の内容は、学校等の対応の問題、子ども同士の間人間関係、いじめ、不登校、引きこもり、家族関係・親子関係の問題、養育・親権の問題、虐待・養育困難家庭、子育ての不安、発達障害、子どもの心理面での不安など、多岐にわたっています。

また統計としてその他の項目に分類される相談ケースが増加していることから、新しい問題や特殊ケースなどが増えていることも注意すべき点と言えるでしょう。

今年度の特徴として、家族関係、親子関係の問題が増加傾向にあるといえます。一方で、昨年度増加

## 2013 年度センターの 相談対応について

(星島 由香：相談スタッフ)

していた不登校については減少傾向にあります。しかし、これらの問題は多くの場合重複しておりどちらをケースのメインテーマとして捉えているか視点の問題でもあります。どのようなケースにおいても家族関係が相談者や対象者に大きく影響していると言えます。多面的に家族を捉えるという視点も大切だと感じます。来年度には、専門家を講師としてお呼びし家族心理や家族療法について、スタッフだけでなく各連携先と学ぶ機会が作れたらと思います。

### ◆相談内容

学校でのいじめ	6
子ども同士の間人間関係	4
家族関係、親子関係の問題	15
虐待・養育困難	8
発達障害	10
非行	4
犯罪被害	0
学校等の対応の問題	11
就学・進路の問題	0
不登校・引きこもり	5
養育・親権の問題	7
子育ての不安	10
補償・賠償の問題	1
法的支援	5
子どもの心理面での不安	13
集団生活上の課題	2
その他	13
計	114

### ❖ 相談対応

2013 年度の相談対応件数は、のべ 1022 件となりました。電話での対応が全体の約 6 割をしめています。今年度の特徴の一つとして、相談対象者の所属機関（主に学校や幼保園）との間に入って、問題となっていること、またその整理や解決に向けた支援をする「調整」が増えたことがあげられます。教育・保育機関と保護者が、行き違いや視点のズレなどから、なかなか解決の糸口を見つけられないというケースが多かったように思います。信頼関係がこじれるほど長期化し、子どもの生活に大きく影響しており、早めの対応が重要であると感じました。

二つ目は、各専門機関との連携が定着したことです。医療、福祉、教育、心理や法との連携は、対象者の利益につながります。守秘義務や個人情報を守りながら、今後も連携を強めていきたいと考えています。

### ◆相談方法

電話対応	628
メールでの対応	150
面談	138
家庭訪問	7
訪問	34
来所	56
その他	9
計	1022

### ◆対応内容

相談	633
調整	86
連携	138
付き添い	8
見守り	109
紹介	2
その他	46
計	1022



## 法科大学院生向けの活動

(徳永 光)

当センターは、獨協大学法科大学院に附設されており、子どもに関する問題の相談機関であるだけでなく、法科大学院生に臨床教育の場を提供する教育機関としての役割も担っています。本法科大学院の卒業生には、将来、子どもの問題を扱う資質を持った法曹になってもらいたいという期待をこめて、いろいろと試行錯誤をしつつ、以下にご紹介するような活動を行っております。

### ❖ 施設参観

法科大学院生に、少年保護政策の現場に触れる機会を提供するため、2010年から、毎年夏休みの終わりに、施設参観を行っています。2013年は、さいたま少年鑑別所に見学を引き受けていただきました。

子どもたちが過ごす部屋や、日課についてのお話を伺い、学生たちはそれぞれに、観護措置を受けた子どもたちがどのような1日を過ごすのかを考えていたようです。

### ❖ 夏休みの模擬クリニック

毎年8月には、前田裕司・法科大学院教授（東京弁護士会）の指導の下で、また本学OBである中原潤一助教（埼玉弁護士会）のご協力を得て、法科大学院生と埼玉県下の中・高校生が模擬裁判員裁判を行っています。2010年からは、獨協埼玉中学校・同高等学校の生徒さんに参加していただいています。

この模擬裁判は、子どもへの法教育の一環として、裁判員制度についての理解を深め、人を裁くことの難しさを考えてもらおうという趣旨で企画されたものです。1日目に法科大学院生が、手続きの流れや事件の争点などを説明し、一緒に尋問事項や弁論の内容を検討します。そして2日目に模擬裁判を行います。模擬裁判の検察官、弁護士、裁判員役は、全て中・高生が担当します。

法科大学生は、裁判官と被告人・証人の役を担うほか、検察官、弁護士役への指導にあたります。この企画には、子ども達に分かりやすく教えるための試行錯誤を通じて、法科大学院生自身が、実体法、手続法への理解をより深めるといふねらいも込められています。2013年からは、法科大学院1年生の前期必修科目となりました。

### ❖ 勉強会の開催

2010年から、法科大学院の主に1年生を対象として、子どもに関わる法律問題についての課外講座を開いてきました。これが、実務的にも有用な内容が多かったため、2012年からは、本法科大学院出身の弁護士、司法修習生&在学生向けの勉強会として、リニューアルすることにしました。OB・OG弁護士との交流の機会を増やし、日常業務の中で、センターのソーシャルワーク的機能を活用してもらえればという、連携を深める目的もあります。

第2回目は、2013年9月21日に「少年非行と支援を考える」というテーマで実施いたしました。ケース検討として、野村武司本法学務研究科長（埼玉弁護士会）から、「少年院退院後の援助と支援者連携」についての報告を受け、特別講座①では、長年矯正施設で勤務された元関東医療少年院法務教官の五十嵐孝先生から、少年刑務所と少年院の違いについてご講演いただきました。特別講座②では、裁判員裁判において少年法55条移送決定がなされた事案につき、付添人・弁護士として担当された岩本憲武先生にご講演をいただきました。

少年に対する支援について、さまざまな角度から考える機会を得ることができました。

### ❖ 学園祭での子ども相談会

初の試みとして、法科大学院生と当センターで実習を行った文教大学の大学院生が2人1組となり、子どもからの相談を受ける会（3,40分程度お話を聴く会）を企画しました。試みとして、スタッフがよく知っている子どもたちに協力していただきましたが、大学院生には非常に良い経験となったようでした。

## 発展していく おやこ大学



( 星島由香：相談スタッフ )

2010 年度から始めた「おやこ大学」も、今年度の開催を含めると 15 期を数えることとなります。これはプログラムを修了した親子さんが150組に達したことを意味しています。

当初は手探り状態の「おやこ大学」でしたが、期を重ねていくうちに、親の声を取り入れたプログラム、より子どもの発達段階に合わせた内容へと変化させてきました。離乳食の回では「和光堂」さんのご協力もいただいています。

この「おやこ大学」の中でも特に力を入れているのが「関係づくりのサポート」です。これは、4 回のプログラムが修了したのち、親同士が企画運営をしながら自主的に活動し、互いの関係を深めていくことを目的とするものです。「おやこ大学」のプログラムを修了後、すでに顔見知りになった親たちは、話し合いや活動を通してより親しくなっています。私たちスタッフは、その過程を見守りながら応援しているのですが、ここで思わぬ効果が表れました。資格や特技を持っていたり、職場や趣味で培った能力があったりするものの、子育てに追われてその力を眠らせていたママたちが、講師として活躍してくれたことです。最近では、センターイベントや各期の自主活動で、様々な活動の場も提供できるようになりました。今までに、ベビーマッサージ・ヨガ・パンやお菓子作り・手工芸のスタイ作りや消しゴムはんこ・浴衣や着物の着付け講座を開催することができました。他にも「子どもの発達心理を学びたい」「手作りおもちゃを作りたい」というリクエストには、センタースタッフが講師となり対応しています。

子育てや家事だけでなく、できる範囲で行う自分自身のための活動は、意欲や自信を育てることがで

きると考えられます。気心知れた仲間とともに、生き生きと楽しそうに活動する母親たちを目にした時、このことは子育てをする上でも効果的に作用すると確信しました。

ありとあらゆる情報が様々な方法で手に入る現代は、子育て情報も過多となり、必要な情報を選びとることさえも難しくしています。得た情報を選択する力は、自分の考えをしっかりと持っていることが重要ですが、親たちからは、「身近な人や著名人の言葉についつい流されてしまう…」という声が聞こえてきます。

私たちスタッフは、この様に気持ちがグラグラと揺れ動き、子育て不安に駆られる養育者に対し、ただ支援を受けるだけでなく「力」を付けてもらいたいと考えています。あちらこちらで提供される子育てサービスの利用と同時に、仲間と協力し合う自主活動を通して子育て期間を楽しむことが、力の向上につながると信じています。力を付けたママさん方の次のステップを紹介すると、修了生の小田さん・江尻さん・齋藤さんが中心となり、「ママ&きつず★カレッジ」というグループを誕生させたことが挙げられます。「おやこ大学」の修了生親子さんならだれでも参加でき、市への団体登録もしています。修了生ママたちが自主的に立ち上げた「受けた支援を次の親子に還元するシステム」は、私たちスタッフも予想をしなかったことであり、嬉しい産物でした。このことは、スタッフがいつも相談員として支援する側にいるわけではなく、養育者や子どもたちとともに学んで成長し、楽しさや喜び、つらさや困難さに共感する「仲間」であることを強く意識させるものでした。お子さんが幼稚園や保育園、小学校に入学したという成長のお知らせも、とても嬉しいものです。同時に「子どもの力」には驚くばかりです。

これからも「おやこ大学」は、親子のパワーでさらに発展していくと思います。私たちスタッフも「ともに作り上げていく楽しさ」を感じながら、地域の一員として活動していきたいと考えています。



## 「おやこ大学」修了生講師の活動紹介とメッセージ



### ●かつらさん（ベビーマッサージ講師）



「子どもが一緒でも活動できる環境と知恵」をスタッフの方に提供して頂きました。そして「子連れ先生でもいいよ～」とたくさんの経験を積ませてくれたおやこ大学の仲間にも恵まれ感謝しています。来春、娘の幼稚園入園を機に、自宅でベビーマッサージの教室を開く予定です。

### ●まいこさん（おやこ大学：産後ヨガ講師 自主活動：おやこヨガ開催）



月に一回、親子で参加できるヨガを開催させて頂いています。ヨガは本来、自分自身に集中して行うものですが、子どもが一緒にいる環境でも工夫次第でできるという発見がありました。ヨガが子育てママのリフレッシュ、心身の健康に役立っていると感じることができて、私自身も大変学びが多かったです。



### ●きょうこさん（着付け講座講師）



今年は、おやこ大学修了生がSNSで集う場ができたり、草加市に団体登録したりと、安心して活動できる基盤を整えることができました。その自主活動の中で趣味として習得した「着物の着付け」をお伝えしています。現在「譲り受けた母親の着物を入園式に自分で着よう！」を目標にみなさんと頑張っています。着物には、何代にも渡って受け継ぐことができる良さ、日本の民族衣装としての素晴らしさがあり、それを伝えられる喜びを感じています。



### ●ゆうこさん（パン・お菓子講座講師）



おやこ大学は、いろいろなお話を聞けたこと、同じくらいの月齢の親子さんに会えたこと、センターの先輩ママさんに悩みを相談し助言をいただけたことなど参加してとってもよかったです。現在はパン教室の講師だった経験を生かし、ママたちとの手作り交流でとても楽しい育児ライフを送っています。



### ●しのぶさん（手芸：消しゴムはんこ講座講師 タッチケア講師登録）



草加に引っ越したばかりで、知り合いが誰もいませんでしたが、みなさんと仲良くなって本当に嬉しかったです。それまでの孤独な子育てが楽しい子育てに変わりました。出産前から趣味でやっていた消しゴムはんこは、自分のリフレッシュの為にやっていた。それをおやこ大学で紹介し講座を開催したところ、皆さん喜んでやって下さり、その後もお家で続けていると聞きました。自分の楽しみの為にやっていたことですが、それを共有できる仲間がいるというのは楽しいな…と改めて感じました。



### ●ともこさん（手芸：スタイづくり講座講師）

おやこ大学は心強く楽しいひと時でした。終了後、スタイ作りの講師をし、最近では靴カバーのリクエストにも応えました。小さくて大変でしたが、子どもが使うものと思うと、そんな事も吹き飛びました。手作りしたい気持ちを持っているママは意外と多いんですね。



### ●ゆうこさん（子連れで海外旅行講座講師）



出産してから草加に住み始め、地域のことも子育てのことも、何も分からない状態でおやこ大学に参加しました。同期のママさん達とは卒業後もメールで子育てに関するイベント等をお知らせし合ったり、期を超えたヨガなどのイベントにも参加させていただいたりしています。私も何かお役に立ちたいと思い、子連れでの海外旅行に関する講座を企画させていただきました。いつも私の子育てを温かく後押ししてくださるスタッフの方に感謝しています。



## 発達障害と現状

(高坂里緒：相談スタッフ)

先日、朝日新聞の埼玉版にこんな記事が載っていました。「発達障害の子は通常学級に9.1%」。さいたま市の通常学級に発達障害の可能性がある児童・生徒が9.1%いるという調査報告で、全国調査よりも2.6ポイントも高いという結果でした。理由は、さいたま市は特別支援級の設置率が低いことを挙げております。しかし、近くに特別支援級がない、子どもを遠くまで通わせることはできないという理由で普通級に行っているというケースはあまり聞いたことがありません。けれど、もし特別支援級が地域に多く設置されていれば、特別支援への理解も深まり子どもたちも自分の慣れ親しんだ環境で適切な教育が受けられるようになるかもしれません。

通常学級に発達障害や知的に遅れの見られる生徒が在籍している場合、それらは保護者の了解が得られなかったり、特別に問題を起こすわけではないので、発達障害と気づかれなかったという人が多いように思われます。まわりに迷惑が掛からない生徒はただ勉強がついていけてないだけと、見過ごされてしまいがちです。そして思春期に入り、心の理論が身に付くと他

人と自分の明らかな差に悩み不登校という二次障害があらわれてくるケースが多いように思います。特別支援級の不足している現状に対してさいたま市は、16年度までに設置率を現在の35%から78%に増やすことを目標にしています。

センターに寄せられる相談でも「うちの子は発達障害なんですか？」というご両親からの声は少なくありません。しかし発達障害という診断を出すことは、その子にとって必ずしもプラスになるとはいいきれません。確かに診断によって医師の指導のもと投薬治療をすることで、学校生活の中で彼らの行動が改善することもあるかもしれません。しかし、中には「あの子は発達障害だから…」という言い訳だけにとどまって、その先の支援につながらないケースも耳にします。センターでは、発達障害の診断をつけるということよりも、彼らの発達の中でどこがアンバランスであり、どういった支援が必要かといった視点が必要だと考えます。センターでは医療、教育、心理学の専門家の先生に地域の方々が子どもに関して相談する機会が月に1度あります。ここで医療や特別支援に繋がっていくケースもありますが、その先のフォローアップもセンターの重要な役目であると考えます。

### 『体罰の根絶をめざして』（平成25年9月改訂版）

平成25年はスポーツ界における体罰が大きな話題となり、体罰について改めて考えることの多い年でした。上記の報告書が埼玉県教育局体罰防止連絡会議の監修により、埼玉県教育委員会から出され、体罰の防止を訴えていました。

- 1、体罰は違法である。
- 2、体罰は児童生徒の心身を傷つける。
- 3、体罰は教育への信頼を失わせる。
- 4、体罰は教育に必要なものではない。
- 5、体罰は必ず根絶できる。

その巻頭に上記の五つのスローガンが書かれていました。本文を読むと、埼玉県が体罰根絶をめざし、「体罰では教育は出来ない」と明言し、学校で取り組むべきこと、教師一人一人が取り組むべきことを明記し、非常に具体的な内容になっています。

相談スタッフ：会田 寿美

## 夏休み子どもワークショップ 2013 「こどもにやさしいまちの 『すごろく』を作ろう！」

(会田 寿美：相談スタッフ)

毎年恒例の夏休み子どもワークショップ。  
2013年度は、「すごろくをつくろう！」をテーマに行い、小学生9名が参加してくれました。

今年はボランティアのお兄さんお姉さんが多く参加してくれました。「子どもが住みやすいまちはどこ？」というテーマで小学生も普段は遠い存在の大学生と活発に意見を出し合いながら、すごろくを仕上げていきました。

最後はグループメンバー全員ですごろく遊びを行い、楽しい時間を過ごすことができました。

いつものことながら、子どもたちの発想力には感心されっぱなしでした。



←法廷教室。  
裁判ごっこではなぜか有罪が多かったです。

指令の一つ。→  
大きな地球儀を探し出そう。



←お昼はみんなで学食で「獨協ランチ」を食べました。

最後はボランティアのお姉さんお兄さんにミサンガのお返しをしてくれました。



## 夏休み 大学たんけん！

2008年から続く、地域の学童の子ども達と一緒に獨協大学の中を探検する企画。今年は趣向を凝らし、グループごとに「〇〇を探しだそう！」という指令形式にしました。以前は見学しているという雰囲気がありましたが、今年は子ども達も「あのチームはもう探しだしたかな?!」と言いながら、楽しそうに大学の施設を回っていました。

法科大学院には法廷を模した教室もあり、子ども達はテレビでしか見たことのない弁護士席や証言台に立ち、即興で裁判ごっこをし始めるチームもありました。子ども達にはまだ馴染みのない法律というものに、少しだけ触れられたのではないのでしょうか。

また、獨協大学の学生ボランティアも初めて子どもと関わるという方や、大学院に興味がある方もおり、双方にとってとても意義のあるものになったように思います。

## 平成 24 年度 子育て支援講座「子どもとの遊び方を学ぼう」を開催しました

2012 年度も、草加市と共催で 4 回連続の子育て支援講座を開催しました。この共催講座は 2009 年度から始まり、今回で 4 度目の開催となります。今回の講座は実際に子育て中の保護者の方に多く参加いただき、子どもたちの発達段階ごとの特性とそれに応じた大人のかかわり方を学びました。前半は子どもに最も重要なコミュニケーションツールであるあそびに焦点を当て、身体発達と体を使ったあそび、後半は言語発達と言葉を使ったあそび、実践を取り入れながら学ぶ講座を企画いたしました。

- 2013 年 2 月 7 日（木）子どもの身体発達と遊び ① 松永愛子さん（目白大学講師）
- 2013 年 2 月 21 日（木）子どもの身体発達と遊び ② 松永愛子さん（目白大学講師）
- 2013 年 2 月 28 日（木）子どもの言語発達と言葉を使ったあそび ① 林恵津子さん（埼玉県立大学教授）
- 2013 年 3 月 7 日（木）子どもの言語発達と言葉を使ったあそび ② 林恵津子さん（埼玉県立大学教授）

## 第 13 回「草加市子育てフェスタ」に参加しました

このフェスタは、草加の親子と子育て支援団体を結ぶ一大イベントとなっており、毎回多くの来場者でにぎわいます。当センターは、運営委員会に参加し制作コーナーを担当しました。家庭にあるものや 100 円均一商品を利用して、「握りずし」を制作。予想以上に大盛況となり、用意した材料が途中でなくなってしまうことに…。来年の工作ネタを思案中です。



## 平成 25 年度「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」を受賞しました



11 月 20 日（水）、総理大臣官邸にて、平成 25 年度「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」（内閣府実施）における、内閣府特命担当大臣表彰を受けました。本表彰は平成 22 年度から内閣府が実施しているもので、毎年、子ども・若者の健やかな成長に資することを目的として、子ども・若者を育成支援する活動及び子育てと子育てを担う家族を支援する活動において顕著な功績があった企業、団体又は

個人を表彰しています。平成 25 年度におきましては、当センターの活動が認められ、埼玉県からの推薦を受けて内閣府特命担当大臣表彰（子ども・若者育成支援部門）を受賞しました。

## 平成 25 年度 子育て支援講座

### 「子育てに音楽を」「発達障がいの理解と現場での支援」を開催しました

2013 年度の草加市との共催講座は、埼玉大学 教育学部教授の志村 洋子さんによる「子育てに音楽を」と、立教大学 現代心理学部教授の大石 幸二さんによる「発達障がいの理解と現場での支援」を開催いたしました。志村先生には、乳幼児と保護者向け、大石先生には支援者向けのお話をお願いしました。志村先生の講座は、音楽と子どもの遊びの深い関係を、歌やダンスの実践を交えて教えてください、とても楽しいものでした。ベビーもとてもご機嫌でしたよ。大石先生の講座は、2 回に分けたのですが、どちらも定員いっぱい参加がありました。お互いの理解を深めるためにはどうしたら良いのかは、パワーポイントで詳しく説明していただき、また、支援者同士の情報交換の時間もありの、盛りだくさん講座でした。両講座とも受講された皆さんが、すぐに現場で生かせる内容でした。

## 2014 年度開催を予定している講座・イベント

5月10日

- 「様々な課題をかかえる家族へのアプローチ」～家族療法の視点から～  
講師：布柴 靖枝さん（文教大学人間科学研究科教授）

5月13日～6月24日まで 全4回

- 「おやこ大学 2014 年度1期」 ※今年度は4期まで開催を予定しています
- 7月ごろ
- 「おやこで浴衣を着よう」着付教室 ※講師はおやこ大学修了生ママです
- 夏休み子ども向けイベント
- 「夏休み 大学探検」 「子どもにやさしいまちづくり ワークショップ」

その他

- 「医師・臨床心理士・教育カウンセラーによる無料面談相談」28回開催
- 地域で開催される子ども向けイベントへの参加
- 獨協大学の学園祭「雄飛祭」への参加

### 元事務局 木下よりごあいさつ



約2年半という短い時間ではありましたが、大変お世話になりました。皆様の支えのおかげで、大変充実した時間を過ごさせていただきました。心よりお礼申し上げます。特に、当センターにてご縁のありましたお子さんからは、多くのことを教えていただきました。新しい職場でも、ここで学ばせていただいた多くのことを生かし、日々、頑張っています。これからもよろしく願いいたします。

### 前事務局 鈴木よりごあいさつ



2013年度末（3月）をもって退職することになりました。至らない点ばかりで、ご迷惑をおかけしてしまいましたが、温かいご指導ご鞭撻のほどありがとうございました。今後に生かしていきたいと思っております。

#### センタースタッフだより

- 🍷 6・7号を合併してしまいましたが、充実した内容になったかなと思います。（と）
- 🍷 世の中がどれだけ機械化されても子育てだけは五感、六感が物を言う世界。感性を磨かねば！（寿）
- 🍷 昨年度は複数の施設や機関で実習させていただきました。支えてくださったみなさん、子どもたちに感謝です！さらに学びを深めたいと思っています。（☆）
- 🍷 センター業務にもだいぶ慣れてきました。しかし初心を忘れず、ブレない支援をしていきたいです。（高）

#### 【編集・発行】

獨協大学  
地域と子どもリーガルサービスセンター  
〒340-0041  
埼玉県草加市松原 1-1-10  
TEL.048-946-1781  
FAX.048-946-1782  
E-Mail kodomolc@dokkyo.ac.jp  
URL <http://www2.dokkyo.ac.jp/~kodomolegal/>

電話相談（月～金 9時～17時）

TEL.048-946-1771